

熊本市立地適正化計画 (たたき台)

- 施策集 -

目 次

1 都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策	1
1) 基本的な考え方	1
2) 施策展開のイメージ	2
2 都市機能及び人口密度を維持・確保するための施策	3
1) 現在の取り組みを継続する施策	3
2) 当面、新たに取り組む施策	4
3) 目標の達成状況により新たに検討する施策	6
4) 公共交通ネットワークの充実	6

1 都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策

1) 基本的な考え方

熊本市人口ビジョンにおける趨勢のまま推移したパターンの将来推計人口は、今後数年間は人口70万人規模を維持する推計がなされており、本市では急激な人口減少が生じるものではありませんが、長期的視点では平成62(2050)年で約64.2万人(H27.10.29時点)と大きく人口減少・高齢化が進展することが予測されており、例えば人口が大きく減少しても暮らしやすい都市を維持するという目的を達成するため、多核連携都市の実現に向けて様々な施策を展開していきます。

本市が目指す多核連携都市の実現に向けては、第2次熊本市都市マスタープラン地域別構想に示す、多核連携都市づくりに向けた基本的な考え方に、市民懇話会でも意見の多かった地域コミュニティの維持活性化を加え、下記に示す4つの視点を軸に取り組んでいきます。

●都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保

高次な都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、日常生活に必要なサービスが整う15の地域拠点を核として、都市機能の維持・確保を図ります。

●居住誘導区域における人口密度の維持

公共交通の利便性が高い地域の人口密度を維持するため、公共交通のサービス水準の更なる向上等に積極的に取り組むとともに、歩行空間や自転車走行空間、その他公共空地の整備に努め、居心地の良い空間を創出します。

●地域コミュニティの維持活性化

本市の魅力の一つである自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努め、既存集落の維持を図ると共に、市域全体の地域コミュニティの維持活性化を図ります。

●公共交通ネットワークの充実

熊本都市圏都市交通マスタープランや地域公共交通網形成計画との整合を図りつつ、中心市街地と地域拠点を結ぶ基幹公共交通軸の強化、日常生活を支えるバス路線網の再編、コミュニティ交通の導入等に取り組めます。【具体的な施策については、熊本都市圏都市交通マスタープランや地域公共交通網形成計画及び同実施計画にて検討します。】

上記4つの視点を軸とした取り組みを進めることで、多核連携都市を実現し、本市の暮らしやすさや魅力を人口減少・超高齢社会においても維持し、持続可能な都市づくりを進めていきます。

別冊(施策集)については、誘導施設の立地状況や人口動態等を把握しながら、その都度社会情勢に応じた施策を「熊本市多核連携都市推進協議会」にて検討しつつ、新たな施策の盛り込みや既存施策の更新を実施していきます。

2) 施策展開のイメージ

H22 国勢調査人口

734,474 人

居住誘導区域の
人口密度
(約 60.4 人/ha)

目標の達成
状況により
検討

都市機能及び人口密度を維持・確保するための施策

現在の取り組みを
継続する施策（例）

- 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・確保するための施策
 - ・中心市街地活性化
 - ・都市機能施設整備への支援
 - ・都市計画制度（地区計画等）の活用
など
- 居住誘導区域の人口密度を維持するための施策
 - ・中心市街地活性化
 - ・良好な居住環境のための基盤整備
など
- 地域コミュニティを維持するための施策
 - ・町内自治会への補助
 - ・農業の有する多面的機能の発揮促進
(多面的機能発揮促進事業の活用)
など
- その他
 - ・定住促進の支援
 - ・U I J ターンの推進
 - ・企業誘致の促進
など

長期的に実施

当面、新たに取り組む施策（例）

- 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・確保するための施策
 - ・公有地の活用による都市機能誘導の検討
 - ・特定用途誘導地区の活用による容積率の緩和
 - ・高齢介護施設等における補助採択基準の見直し
 - ・民間事業者による民間誘導施設等整備計画の大臣認定による税制特例
 - ・空き地、空き家対策
 - ・届出制度の活用
 - ・民間団体等との情報交換
 - ・多核連携都市の広報、情報提供
など
- 居住誘導区域の人口密度を維持するための施策
 - ・空き地、空き家対策
 - ・まちづくり支援制度の強化
 - ・届出制度の活用
など
- 地域コミュニティを維持するための施策
 - ・まちづくり支援制度の強化
 - ・空き地、空き家対策
など
- その他
 - ・国に対して制度改正の要望や、地域性にあった施策を提案する
など

目標の達成状況により
新たに検討する施策（例）

- 新たに取り組む施策
 - ・都市機能誘導区域内での誘導施設立地に対する補助
 - ・居住誘導区域内の定住者への補助
 - ・都市機能誘導区域内での建替えに対する新たな補助
など

公共交通
に関する施策

地域公共交通網形成計画
及び
同実施計画
にて取り組みを推進

2 都市機能及び人口密度を維持・確保するための施策

本市が目指す多核連携都市の実現に向けては、都市、医療、社会福祉、教育文化、経済、環境、農業など幅広い分野が同じ将来像に向かって取り組む必要があります。そのため、「熊本市多核連携都市推進協議会」での関係者等の意見を踏まえつつ、庁内会議を設けて部局横断的な調整を図り、都市機能および人口密度を維持・確保するための施策を展開していきます。

施策展開については人口動向を考慮しながら、目標の達成状況に応じて以下の施策を検討します。

1) 現在の取り組みを継続する施策

●都市機能誘導区域に誘導施設を維持・確保するための施策

① 中心市街地の活性化

- ・ 2期中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に基づき、中心市街地における日常生活サービス機能及び高次都市機能を提供する施設を維持・確保します。

② 都市機能の施設整備

- ・ 都市再構築戦略事業等の活用により、都市機能誘導区域内への日常生活サービス機能及び高次都市機能を提供する施設を維持・確保します。

③ 都市計画制度の活用

- ・ 地区計画等の活用により、都市機能誘導区域内への日常生活サービス機能を提供する施設維持・確保します。

●居住誘導区域の人口密度を維持するための施策

① 良好な居住空間の形成

- ・ 歩行環境や自転車走行環境の向上、並びに公共交通へのアクセス性の向上に資する道路整備等を進めます。
- ・ 公園や緑地といった公共空地・緑化空間が少ない地区については重点的にその整備に努め、幅広い世代にとって居心地の良い居住環境を創出します。
- ・ 居住誘導区域内に位置し、良好な居住環境の形成や居住地選択に対して高い付加価値を生み出す水前寺江津湖公園などの整備に取り組みます。

② 不良住宅等の解消

- ・ 良好な生活環境を確保するため、家屋等が管理不全な状態となることを防止し、管理不全な状態となった家屋等に対しては適正な管理が図られるよう努め、不良住宅等の解消により居住環境の向上を図ります。

③ 都市災害・自然災害への対策

- ・ 良好な居住環境の維持・確保に向け、公共空地の確保や内水害対策などの都市災害対策や、

土砂災害、河川氾濫などの自然災害対策に取り組みます。

●地域コミュニティを維持するための施策

① 地域コミュニティの維持・活性化

- ・ 町内自治会への支援により、地域コミュニティ維持を図ります。
- ・ 農業の有する多面的機能の発揮を促進し、地域コミュニティの維持を図ります。（多面的機能発揮促進事業）

●その他

① 定住促進の支援

- ・ U I J ターン希望者のための相談窓口を設置するなど、市域への移住を支援するとともに、企業誘致や雇用の促進など、本市への定住促進を図る施策に取り組みます。
- ・ 熊本市のプロモーション活動により交流人口の増加を図るとともに、地域コミュニティの活性化又は移住促進を図ります。

② 広域道路交通ネットワークの形成

- ・ 都市機能誘導区域へのアクセス性向上や、広域的な道路ネットワークの利便性向上により、地域の多様な交流を促進するため、広域道路交通ネットワークの形成に取り組みます。

③ 自転車利用環境の向上

- ・ 都市機能誘導区域内の日常生活サービス機能を提供する施設の利用促進に資する駐輪場整備や、良好な居住環境の形成に資する歩行者と自転車が共存する交通環境の整備に取り組みます。

2) 当面、新たに取り組む施策

●都市機能誘導区域に誘導施設を維持・確保するための施策

① 公有地活用の検討

- ・ 都市機能誘導区域内にある公有地については、その土地を活用した日常生活サービス機能及び高次都市機能を提供する施設の維持・確保について検討します。

② 容積率緩和の検討

- ・ 都市機能誘導区域に立地する誘導施設については、必要に応じて、新設・建替えの際に特定用途誘導地区を活用するなど、容積率緩和の可能性を検討します。

③ 補助採択基準の見直し

- ・ 高齢者福祉施設、子育て支援施設等が都市機能誘導区域内に立地する場合の補助採択基準に、立地適正化計画に配慮した加点項目を検討します。

④ 空き地、空き家の活用検討

- ・ 空き地、空き家などの低未利用地を活用した日常生活サービス機能の立地の可能性を検討します。

⑤ 届出制度の活用

- ・ 都市機能誘導区域外に立地する誘導施設については、都市再生特別措置法第108条に基づき届出が必要となることから、届出を活用した都市機能誘導区域内への立地促進を図ります。

⑥ 公共施設の立地促進

- ・ 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編等にあたっては、その施設の都市機能誘導区域及び居住誘導区域内への立地を念頭に検討を行います。

⑦ 民間団体等との連携

- ・ 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・確保するため、事業者・行政・不動産業界・市民との連携ネットワークの強化を検討します。

⑧ 情報提供の充実

- ・ 細かな地域区分による人口密度や年齢構成割合等の情報提供を検討します。

●居住誘導区域の人口密度を維持するための施策

① 届出制度の活用

- ・ 居住誘導区域外に一定規模以上の住宅を建築する際については、都市再生特別措置法第88条に基づき届出が必要となることから、届出を活用した居住誘導区域内への立地促進を図ります。

② 税制面の見直し

- ・ 平成27年度の税制改正において、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例の対象外となることから、特定空家等に係る土地に関しては税制上必要な措置を講じることを検討します。

③ 公営住宅の見直し

- ・ 市営住宅の維持更新にあたっては、居住誘導区域内で重点的に取り組むとともに、バリアフリー化や複合施設化等の機能向上について検討します。

④ 民間団体等との連携

- ・ 居住誘導区域内の人口密度を維持するため、不動産業界、住宅業界等との連携を図り、空

き家等の解消に向けた連携ネットワークの強化を検討します。

⑤ 空き地、空き家の活用検討

- ・ 空き地、空き家などの低未利用地を活用した居住の促進の可能性を検討します。

●地域コミュニティを維持するための施策

① 人材育成の強化

- ・ 小学校区単位などの細かな単位で、地域のまちづくり機能を強化するため、(仮称)地域コンシェルジュの設置について検討します。

●その他

① 国への提案、要望

- ・ 都市再構築戦略事業等において、居住誘導区域内で居住促進に特に資する公園整備や道路整備等については、都市機能誘導区域外であっても基幹事業として取り扱うよう要望を行います。
- ・ その他制度改正の要望や、地域の特性にあった施策の提案を行います。

3) 目標の達成状況により新たに検討する施策

●都市機能誘導区域に誘導施設を維持・確保するための施策 (例)

① 整備費用等に対する支援

- ・ 都市機能誘導区域内に誘導施設を移転・新設する場合、都市機能立地支援事業等の活用により、建物整備費等の一部支援について検討します。支援にあたっては、拠点ごとの誘導施設を対象とします
- ・ 都市機能誘導区域内で誘導施設が合築・複合化する場合、都市機能立地支援事業の活用により、建物整備費の一部支援について検討します。支援にあたっては、拠点ごとの誘導施設を対象とします

●居住誘導区域の人口密度を維持するための施策 (例)

① 定住に対する支援

- ・ 居住誘導区域内の人口密度が大きく減少した場合は、居住誘導区域内への定住を促進するための支援制度を検討します。

② 既存制度の見直し

- ・ 居住誘導区域内の人口密度が大きく減少した場合は、集落内開発制度の指定区域見直しや、開発許可基準の見直しを検討します。

4) 公共交通ネットワークの充実

本市が目指す多核連携都市の実現に向けて、まちづくりと地域公共交通の再編は、相互に連携を図

りながら取り組む必要があります。立地適正化計画は地域公共交通網形成計画及び同実施計画と密接に関係しており、これらの計画における様々な事業の展開により好循環を生み出し、人口減少・超高齢社会に適応可能な都市づくりを進めていきます。

公共交通ネットワークの充実に関する具体的な取り組みは、地域公共交通網形成計画及び同実施計画にて検討されていくため、この施策集においては、公共交通ネットワークの充実に関する方向性のみを示します。

【以下、形成計画策定にあわせ文言追加】

(別表 国の支援施策)

■都市機能誘導区域内で活用可能又は嵩上げ等のある支援施策

[予算措置]

事業名	事業概要	対象区域
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	都市機能の集約地域への立地誘導のため、都市の集約化等に関する計画策定支援、都市のコアとなる施設の移転に際した旧建物の除却・緑地等整備を支援し、都市機能の移転促進を図る。 また、立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた区域における建築物の跡地等の適正管理に必要な経費(調査検討経費、専門家派遣経費、敷地整備経費)について補助を行う。	都市機能誘導区域内
都市機能立地支援事業	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能(医療・福祉・商業等)を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。	都市機能誘導区域内 + 都市再生整備計画区域内(※1)
都市再生整備計画事業	都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす事業について、国費率の嵩上げ等を行い、都市の再構築に向けた取り組みを促進する。	都市機能誘導区域内 + 都市再生整備計画区域内(※1)
都市再構築戦略事業	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域に必要な都市機能(医療・福祉・商業等)等の整備について支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。	都市機能誘導区域内 + 都市再生整備計画区域内(※1)
都市再生区画整理事業	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域内の事業について、交付率の嵩上げ等により都市構造の再構築に向けた取り組みの支援を強化する。	都市機能誘導区域内
市街地再開発事業	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業を補助対象に追加し、面積要件の緩和や交付対象額の嵩上げ等により支援を行う。	都市機能誘導区域内
防災街区整備事業	密集市街地の改善整備を図るため、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業等について、交付対象額の嵩上げ等により支援を行う。	都市機能誘導区域内

事業名	事業概要	対象区域
防災・省エネまちづくり 緊急促進事業	<p>防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。</p> <p>都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加。</p>	都市機能誘導区域内
優良建築物等整備事業	<p>市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業に対する支援を行う。</p> <p>都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加する。また、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業について、交付対象事業費の嵩上げ等の支援を行う。</p>	都市機能誘導区域内
住宅市街地総合整備 事業（拠点開発型）	<p>既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業に対する支援を行う。</p>	都市機能誘導区域内 （※2）
住宅市街地総合整備 事業（都市再生住宅等整 備事業）	<p>快適な居住環境の創出、都市機能の更新等を目的として実施する住宅市街地総合整備事業等の実施に伴って住宅等（住宅、店舗、事務所等）を失う住宅等困窮者に対する住宅等の整備を行う事業に対する支援を行う。</p>	都市機能誘導区域内 （※2）
バリアフリー環境整備 促進事業	<p>高齢者・障害者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を促進する。</p> <p>都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加。</p>	都市機能誘導区域内 （※2）
スマートウェルネス住 宅等推進事業	<p>①サービス付き高齢者向け住宅整備事業 「サービス付き高齢者向け住宅」に併設される高齢者生活支援施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、整備を支援する。</p> <p>②スマートウェルネス拠点整備事業 高齢者等の居住の安定確保や健康の維持・増進の取組みの促進等を目的として住宅団地に併設される生活支援・交流施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、整備を支援する。）</p>	都市機能誘導区域内 （※2）
民間まちづくり活動促 進・普及啓発事業	<p>民間の知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、都市再生緊急整備地域の区域等における計画・協定に基づく社会実験等を支援し、持続可能なまちづくり活動の実現と定着を図る。</p>	都市機能誘導区域内

事業名	事業概要	対象区域
都市再生推進事業 都市再生総合整備事業 都市再生コーディネート等推進事業	都市再生機構において、低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため、土地区画整理事業や防災公園街区整備事業等の手法により低未利用地の有効利用や都市の防災性の向上を図るべき地区等において、計画策定、事業化に向けたコーディネート等を行う。 また、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を行う。	都市機能誘導区域内 (※2)
災害時業務継続地区整備緊急促進事業	都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区であって、災害対応の拠点となる地区において、エネルギーの自立化・多重化に資するエネルギー面的ネットワークにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区（BCD: Business Continuity District）の構築を支援する。	都市機能誘導区域内

〔金融措置〕

事業名	事業概要	対象区域
まち再生出資 【民都機構による支援】	都市再生に資する民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、市町村が作成する都市再生整備計画の区域内で都市生整備計画に記載された事業と一体的に施行される民間都市開発事業等であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）が出資を実施。 また、都市機能誘導区域内で行われる認定誘導事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）については、公共施設等+誘導施設の整備費を支援限度額とする。	都市機能誘導区域内
共同型都市再構築 【民都機構による支援】	①地域の生活に必要な都市機能の増進又は②都市の環境・防災性能の向上に資する民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、民都機構が当該事業の施行に要する費用の一部を負担し、民間事業者とともに自ら当該事業を共同で施行し、これにより取得した不動産を長期割賦弁済又は一括弁済条件で譲渡する。 都市機能誘導区域内で行われる認定誘導事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）については、公共施設等+誘導施設の整備費を支援限度額とする。	都市機能誘導区域内
都市環境維持・改善事業 資金融資	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う、地方公共団体に対する無利子貸付制度	都市機能誘導区域内
（都市再生機構出資金） 都市・居住環境整備推進 出資金 ＜まちなか再生・まちな か居住推進型＞	都市再生機構において、まちの拠点となる区域での土地の集約化等権利調整を伴う事業を行うことにより、まちなか再生やまちなか居住の用に供する敷地の整備及び公益施設等の施設整備を促進。	都市機能誘導区域内 (※2)

事業名	事業概要	対象区域
(都市再生機構出資金) 都市・居住環境整備推進 出資金 <都市機能更新型>	都市再生機構において、土地区画整理事業、市街地 再開発事業等の都市機能更新事業を行うことにより、 都市機能の更新を促進。	都市機能誘導区域内 (※2)
(都市再生機構出資金) 都市・居住環境整備推進 出資金 <居住環境整備型>	四大都市圏等の既成市街地において、大規模工場跡 地等の用地先行取得や民間事業者による良質な賃貸住 宅の供給支援等により、都市再生に必要な市街地住宅 の整備を推進し、民間を都市再生に誘導するとともに、 リニューアル、建替等を複合的に活用したストックの 再生や、地域施策と連動したストックの有効活用を行 い、都市再生機構の既存賃貸ストックの有効活用を図 る。	都市機能誘導区域内

※1：区域について別途要件があります。詳細は「都市機能立地支援事業・都市再構築戦略事業パンフレット」にてご確認ください。

※2：区域について別途要件があります。

→鉄道若しくは地下鉄の駅から半径1kmの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内（いずれもピーク時運行本数（片道）が3本以上）等

■居住誘導区域内等で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域
市民緑地等整備事業	低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援を行う。	居住誘導区域内
集約促進景観・歴史的風致形成促進事業	都市における一定規模の人口を確保するために、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修等や景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援を行うことにより、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等を創出し、居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る。	居住誘導区域内
ストック再生緑化事業	既設建築物等のストックを活用した都市環境の改善を図るため、公共公益施設の緑化や、公開性を有する建築物等の緑化に対して支援を行う。	居住誘導区域内
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。 支援対象区域に居住誘導区域内において一定の要件を満たす区域を追加。	居住誘導区域内
公営住宅整備事業 (公営住宅の非現地建替えの支援)	公営住宅を除却し、居住誘導区域内に再建等する場合、公営住宅整備事業において、除却費等に対する補助を行う。	居住誘導区域内
市民農園整備事業	市民農園整備事業について、居住誘導区域内外(都市機能誘導区域を除く)又は低炭素まちづくり計画の集約地域外の地域において、生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合に限り、市民農園整備の交付対象事業要件の緩和(原則面積0.25ha以上を0.05ha以上に引き下げ)を行い、まちの魅力・居住環境の向上を図ることや郊外部において都市的土地利用の転換を抑制し、緑と農が調和した低密度な市街地の形成に寄与する。	居住誘導区域内外 (都市機能誘導区域を除く)

〔金融措置〕

事業名	事業概要	対象区域
街なか居住再生ファンド	中心市街地活性化のため、街なか居住の再生に資する住宅等の整備事業や活動拠点等の整備事業に対して出資を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出資対象区域に居住誘導区域を追加する。(街なか居住の再生に資する活動拠点等の整備事業については、都市機能誘導区域に限る。)	居住誘導区域内

■立地適正化区域内で活用可能な支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域
都市・地域交通戦略推進事業	都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置づけられた公共交通等の整備について重点的に支援を行う。 (居住誘導区域内で、人口密度が40人/ha以上の区域で行う事業、居住誘導区域外で行う施設整備で、都市機能誘導区域間を結ぶバス路線等の公共交通にかかるもの等)	立地適正化計画区域内
都市・地域交通戦略推進事業(補助金)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等に基づく協議会等に対して、都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置づけられた公共交通等の整備について重点的に支援を行う。 (居住誘導区域内で、人口密度が40人/ha以上の区域で行う事業、居住誘導区域外で行う施設整備で、都市機能誘導区域間を結ぶバス路線等の公共交通にかかるもの等)	立地適正化計画区域内
空き家再生等推進事業	老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。	(除却事業タイプ) 立地適正化計画区域内 (活用事業タイプ) 居住誘導区域内

■立地適正化計画を策定する都市において活用可能な支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域
都市公園ストック再編事業	地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る。	立地適正化計画策定都市